

風力発電設備の定期安全管理検査制度について

- 電事法第3弾改正(平成27年6月24日公布)により厳しい自然環境下で運転している中で設備の著しい劣化が生じ、公衆の安全に支障を来す恐れのある電気設備を定期事業者検査制度に追加(現状においては、風力発電設備を対象に追加する予定)
- 定期安全管理検査制度は、定期的に事業者が設備の健全性の検査を行い、その実施に係る体制について、国や登録審査機関が審査を行う制度

電気事業法

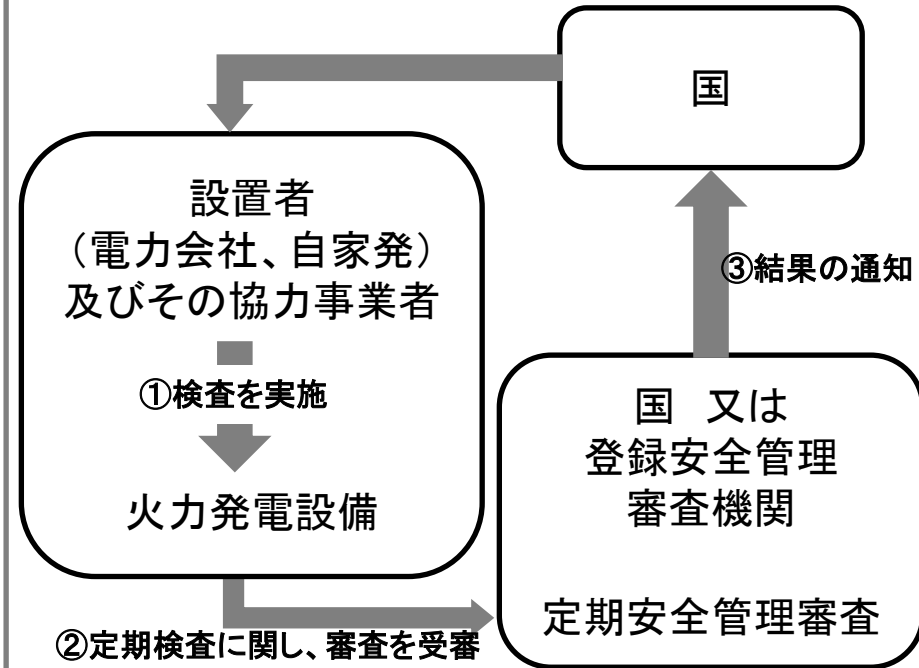
第55条

- 次の各号に掲げる電気工作物(略)を設置する者は、主務省令で定めるところにより、定期に、当該特定電気工作物について事業者検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。
 - 略
 - 電気工作物のうち、屋外に設置される機械、器具その他の設備であって主務省令で定めるもの(前号に掲げるものを除く)
 - 略
- 前項の検査においては、その特定電気工作物が第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合していることを確認しなければならない。
- 略
- 定期事業者検査を行う特定電気工作物を設置する者は、定期事業者検査の実施に係る体制について、主務省令で定める時期(略)に、経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣が行う審査を受けなければならない。
- 前項の審査は、特定電気工作物の安全管理を旨として、定期事業者検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理その他主務省令で定める事項について行う。
- 略

(参考)～ 火力の定期安全管理検査 ～

④ 評価・通知

※恒常的に高品質な検査体制が構築されていると評価された場合は審査上のインセンティブを付与



風力発電設備の定期安全管理検査の制度施行までの流れ

◎今後の予定（本年6月の公布より2年6ヶ月以内の施行を鑑みたスケジュール）

年度内を目処に以下の調査結果を踏まえ、WGを開催し、要目を決定。

- 委託調査で風車の定期検査が法制化されている海外の国の制度運用等、現状を調査。
- 日本風力発電協会は、自主検討した風車検査スキームを用いて、14発電所で風車の定期検査を試行。

平成28年度中にWGで検討した定期検査の案を踏まえ、電気事業法施行規則、内規等の関連文書の改訂を行い、公布。

その後、事業者、関係団体に周知。

◎制度運用のため、検討を行う必要がある事項

- ・検査対象とする風車の特定（出力、風車高さ等）
- ・定期検査対象とする項目の選定と検査の周期
 - ※保安規程に基づく点検とのデマケ、優良事業者へのインセンティブ付与の要否、具体的な選定基準
- ・安全管理審査の実施方法、主体（国が直接実施、または、審査機関による審査）

等